

内部事務一元化の試行に関する第二次要求書

2007年4月18日

国税庁長官
福田 進 殿

全国税労働組合
中央執行委員長 岡田 俊明

国税庁は2007年4月2日、同年1月10日付で全国税が提出した「内部事務一元化の試行に関する要求書」(以下「第一次要求書」)への回答を行った。

回答まで3ヶ月を要したその内容は職員の8割を超える試行継続・現状維持の声や相談業務の切り離し、増員要求などに反して、平成21年夏(2009年)の全国内部一元化方針を撤回することなく諸要求をことごとく拒否するものであった。また、さまざまな現場要求に真摯な姿勢で対応したとは思えない同様の文言での回答が目立ち、さらに職員の意見を聞くポーズをとるかたわらで匿名の意見・質問には答えないとする回答とその姿勢は独断専行のそしりを免れない。

回答を前にして国税庁は48署で十分としていた試行署数を19事務年度から61署へと13署増やし、東京局は5月7日からの税務相談体制の変更通知を行った。また、回答では19年4月からのシステム修正、平成19年度事務処理要領の改訂を行うとしている。

かかる不誠実な回答や独断専行の施策には職員は納得できない。よって、全国税は「第二次要求書」を提出する。回答期限は4月25日とする。真摯な対応、そして速やかに文書で全国税労働組合に回答することを求める。

なお、「第一次要求書」で示したとおり、諸要求の実現がない場合、私たちは試行の中止を求めていくことを再度明らかにしておく。

記

1 税務相談業務を内部事務一元化事務と切り離すこと

大きな負担となっている相談業務について、電話も面接も相談は一元化部門からはずし、署に相談官を配置して担当させるか、少なくとも当面は精通者と一緒に相談する体制を求めたが、来事務年度(平成19事務年度)のあり方として、課税部門職員との連携方法等一般相談のあり方を検討するとしたのみである。

窓口での税務相談は「一般相談」「個別相談」の区別はつけがたい。「一般相談」及び「個別相談」の定義を明らかにし、一元化担当職員が受け持つ相談業務の内容を明らかにすること。

署税務相談官の配置・業務の方向性を明らかにすること。

各事務系統の審理担当職員を窓口を増員・配置し相談業務を担当することとし、一元

化担当部門の業務は「受付・案内」業務に限定すること。

検討しているとした来事務年度の課税部門職員との連携方法等一般相談のあり方に関する問題意識、その概要を明らかにすること。

2 試行署における内部事務一元化職員を大幅に増やすこと。

OJT 研修、研修・会議などへの出席、複数での窓口相談、新入職員への指導、定時退庁や休暇取得、小規模署での試行、上乘せ事務に見合う人員配置を求めたが、必要人員を配置しているとの主観的評価で問題点への判断を回避し、また、局事務局と試行署との連絡協調で試行状況を把握し必要があれば適切に対応すると国税庁の責任を放棄し、限定的要員数でできるかどうかを試行していると回答したものである。職員が求めているのは初めて携わる業務 = 試行によって心身ともに労働強化にならない人員配置を求めたものである。よって再度増員を求める。

実際に携わっている職員に適切なアンケートを実施し、増員要求数を把握し、公表すること。

OJT 研修は年間を通して必要である。また、研修・会議などへの出席が必要なことからその欠員を埋める必要がある。現行人員で十分と判断しているのか明らかにすること。また、把握した試行状況からどのような対応を行ったのかを明らかにすること。

複数での窓口相談が必要ではない理由を明らかにすること。

新入職員への指導、小規模署での試行、定時退庁や休暇取得の保障、上乘せ事務に見合う増員要求に答えていない理由を明らかにすること。

3 研修体制を改善すること

初めての業務に携わる職員が業務に習熟するためには長期的に体系的な研修が必要である。また、OJT 研修や自己研修を含めて十分な研修を保障する体制が必要であり、増員要求とあいまって職員の強い要求である。

活用せよとする既存研修とは何を指しているのかを明らかにすること。

実際に携わっている職員に適切なアンケートを実施し、要望内容を公表すること。その上での対応方針を明らかにすること。

全署拡大に向けた研修計画の全貌を明らかにし、なぜ、試行署では長期的な研修を行えないのかを明らかにすること。

税務相談官研修と同等の研修が必要ではないとする理由を明らかにすること。

4 内部事務一元化職員の処遇に配慮すること

全国税に一元化試行署から転勤して試行署から離れたい、増える試行署には希望しないという声が届いている。「第一次要求書」回答は人事一般の当局回答を繰り返したにすぎず、職員との間で齟齬が生じることは避けられないと認識すべきである。また、一元化担当職員の処遇が他系統事務職員と同等であるとなぜ明言できないのか、不誠実で

ある。なお、唯一「建設的意見」を求めるとした新たな機構問題については別の機会に要求していく。

一元化試行署職員を始めとする試行署をめぐる配置転換は身上申告書を尊重すると確約すること。

一元化事務従事職員の税理士資格に関わって取り扱いの後退がないことを確約すること。

5 携わる職員の諸要求を実現すること

試行署に勤務する職員から率直な意見を集めること、その意見が今後の試行にあたって反映されていると実感できることが重要であると認識しているのか疑問である。とりわけ、「第一次要求書」において匿名での意見表明や質問の機会を拒否していることはその証左であると考えざるを得ない。また、中間総括として転出入事務などの事務処理統合で事務処理手順の削減が図られたこと、ワンストップサービスの実現が図られたことをあげているが、実験場とされた試行署に勤務する一元化担当職員の心身への影響や労苦は総括されていない。

匿名の意見表明や質問ができる体制を構築すること。

平成 18 事務年度終了時まで一元化担当職員にアンケートを実施し、公表し、対処方針を示すこと。アンケートは、前項までの相談業務の切り離し、必要な研修体系、必要な人員数と併せてさまざまな要望が記入できるものとする。また、匿名性を担保すること。

6 アウトソーシングの拡大をやめ、正規職員を増員して配置すること

「活用が必要である」との「第一次要求書」回答は労働組合として到底容認できない。アウトソーシングをやめ、必要なら正規職員として必要人員を確保すること。

7 全署拡大を急がず、労働組合・職員の要求を満たした上で十分な試行を継続すること

平成 21 年夏頃とする根拠を明らかにすること。全署拡大を急がず、労働組合・職員の要求を満たした上で十分な試行を継続することを求める。

効率化はゆとりをもたらさない限り労働強化と仕事への忌避を生み出す。そもそも行政サービスの拡充には増員が必要である。内部事務一元化は内部人員削減のために行うのかどうか明らかにすること。

対象事務の確定及び事務処理手順等の検証は目処としていた平成 19 年度初頭までを過ぎても明らかにされていない。その理由を明らかにすること。

改定作業中としている平成 19 事務年度の一元化内部事務処理要領の概要を明らかにすること。

平成 19 年 4 月から変更したシステムの概要を明らかにすること。

以 上